

志摩市新型コロナウイルス感染症対策事業 第2弾（案）

「ささえあいISHIMAしょう!!」

令和2年4月17日
志摩市

（注）議会承認前のため、当該資料に記載の事業内容、予算額は確定内容ではありません。

目次

- 1 . 小規模企業者応援事業【新規】
- 2 . 宿泊施設休業経費給付事業【新規】
- 3 . 販売促進支援事業【新規】
- 4 . 学生応援地域産品給付事業【新規】
- 5 . 三重県版経営向上計画実施支援補助金【制度変更・拡充】
- 6 . 「ささえあいSHIMAしょう！！キャンペーン」公式SNS情報発信事業
- 7 . 新型コロナの影響を受けた食材の共同購入
- 8 . 会計年度任用職員の緊急雇用（雇用創出事業）【新規】
- 9 . 市民へのマスク無償配布【新規】
- 10 . 自粛要請にともなう学童・保育料の減免等【新規】

1 . 小規模企業者応援事業【新規】

補正予算（案）

1 億円



目的

新型コロナウイルスの影響により売上高が大幅に落ち込んでいる小規模企業者を対象に応援給付金を交付し、小規模企業者の事業継続を支援します。

内容

対象者（下記要件をすべて満たす者）

- ・ 志摩市内に主たる事業所を有する小規模企業者（ 1 ）
- ・ 直近 1 か月の売上高が前年同月比30%以上減少かつその翌月も30%以上の減少が見込まれる者
- ・ 常時使用する従業員の数が 1 人以上であること
- ・ 市内で 1 年以上事業を営み、かつ今後 1 年以上事業を営む予定であること
- ・ 直近 1 か月の前年同月売上高が30万円以上あること
- ・ フランチャイズ契約若しくはチェーンストア又はこれらに類する契約に基づく事業でないこと
- ・ 市税の滞納がないこと

1：中小企業基本法における小規模企業者であって、常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては、5人以下）のもの

給付額

20万円（1か月あたり10万円×2か月分、1企業者につき1回限り）

【20万円×500事業者を想定】

申請方法

所定の申請用紙に必要事項を記載し、対象要件を満たすことが分かる書類を添えて市担当課窓口に提出

申請期間

告示日から（予算額に達し次第終了）

【お問い合わせ】

志摩市観光商工課

電話：0599-44-0005

FAX：0599-44-5262

2 . 宿泊施設休業経費給付事業【新規】

補正予算(案)
6,000万円



目的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として緊急事態宣言による外出自粛を要請されているため、宿泊施設利用者が大幅に減少しています。宿泊施設利用者の減少による休業及び感染拡大の抑制を目的として休業を実施する宿泊施設を対象に休業経費の一部を給付します。

内容

対象者

- ・旅館業法上のホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業に該当する施設もしくは住宅宿泊事業法上の住宅宿泊事業者
- ・個人の場合市内に住民登録があること、法人の場合登記簿謄本上の本店所在地が市内であること
- ・市内で1年以上事業を営み、かつ今後1年以上事業を営む予定であること
- ・告示日以降に連続して10日間以上休業している（休業する予定である）こと
- ・常時使用する従業員の数が1人以上であること
- ・市税の滞納がないこと

給付額

指定期間中に連続して10日以上休業した場合、一宿泊施設に対して1休業日あたり2万円、最大60万円

【最大60万円×100事業者を想定】

休業（計画）期間を事前協議なく変更して営業した場合は給付できません。

申請方法

所定の申請用紙に必要事項を記載し、対象要件を満たすことが分かる書類を添えて市担当課窓口へ提出

申請期間

告示日 から（予算額に達し次第終了）

【お問い合わせ】

志摩市観光商工課

電話：0599-44-0005

FAX：0599-44-5262



3 - (1) . 販売促進支援事業【新規】

補正予算(案)
1,000万円



販売促進支援助成金

目的

新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ市内の消費活動を回復するため、新たな手段による販路の拡大や新たな消費の創出を目指す事業者の企業努力を後押しします。

内容

対象者

- ・ 志摩市内に住所を有する個人事業者
- ・ 志摩市内に主たる事務所を有する法人又は団体
- ・ 市税の滞納がないこと

対象経費

既に行っている事業に対して、新たな手段を付加することにより、販路の拡大や新たな消費の創出を目指した取組に要する経費

- 例) ・ 飲食店や居酒屋が、新たに弁当販売やテイクアウト等を行うにあたり必要となる備品購入費や広告宣伝費
- ・ 新たにインターネットを活用した販路拡大を行うために要するシステム改修費用
 - ・ 飲食店や居酒屋が、在庫酒類のテイクアウト販売を行うため、「期限付酒類販売小売業免許」の取得に要する費用 など

助成額 限度額10万円 【最大10万円×100事業者を想定】

申請方法 所定の申請用紙に必要事項を記入し、事業計画書等の書類を添えて市担当課窓口へ提出

申請期間 告示日から(予算額に達し次第終了)

【お問い合わせ】

志摩市観光商工課

電話：0599-44-0005

FAX：0599-44-5262

飲食店応援キャンペーン業務委託料

目的

新型コロナウイルスの影響を受ける飲食店について、テイクアウト情報等の発信支援を行うなど、飲食店を応援します。

内容

事業内容

- ・ SNSを活用した飲食店テイクアウト情報の発信
全国に広がるSNSを活用した飲食店の情報発信の取組を参考に、特定のハッシュタグを付けてSNSに飲食店のテイクアウト情報を投稿する呼びかけなどを行います。
- ・ Webによる飲食店テイクアウト情報の発信
テイクアウトを行っている飲食店やテイクアウトメニュー等を集約し、わかりやすく案内できるWebサイトを立ち上げます。
このWebサイトにより各飲食店の特典などをクーポンとして取り扱います。
- ・ 志摩市販売促進支援助成金事業の利用促進
志摩市販売促進支援助成金事業の利用促進を図るため、事業の周知啓発や既に行っている事業者の取組内容などを紹介します。

業務委託先
公募予定

【お問い合わせ】

志摩市観光商工課

電話：0599-44-0005

FAX：0599-44-5262

4 . 学生応援地域産品給付事業【新規】

補正予算（案）

500万円



目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出により、帰省等移動の自粛やアルバイト等による生活費の確保が困難となっている志摩市出身で市外在住の学生の皆さんに対して、志摩市で生産された食品や日用品などの物資を給付し生活を応援するとともに、志摩市産品の消費拡大を図ります。

内容

対象者

以下の要件のいずれにも該当する者

- ・市内に住所を有する方の子であること
- ・日本国内かつ市外在住の学生であること

応援物資

志摩市産のお米・船越みそ・あおさのり・マスクなどをセットにして対象となる学生に送る予定です。
食品等については志摩市産・志摩市特産品などを積極的に採用します

給付件数

対象の学生1人につき1セット 【上限1,000セット：先着順】

申請方法

所定の申請用紙に必要事項を記載し、対象要件を満たすことが分かる書類を添えて市担当課窓口へ提出

申請期間

告示日から（予算額に達し次第終了）

【お問い合わせ】

志摩市農林課

電話：0599-44-0288

FAX：0599-44-5262

5 . 三重県版経営向上計画実施支援補助金【制度変更・拡充】

補正予算(案)
1,200万円



当初予算300万円と合わせ補助金としては総額1,500万円

目的

新型コロナウイルス感染症に起因した業況悪化により、経営の維持向上に支障をきたしている中小企業・小規模企業者が難局を乗り越えるため、生産性向上を目指した経営計画を策定した場合、計画実現に向けた取組を特に支援するため、既存の補助を拡充します。

内容

対象者【以下の要件を満たす者】（新型コロナウイルスの影響を受けている事業者の要件を追加）

- ・志摩市内に主たる事業所を有する中小企業・小規模企業者
- ・三重県版経営向上計画のステップ2以上の認定を受けた事業者
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上高が前年同月比10%以上減少している又は見込まれる事業者
- ・市税の滞納がないこと

補助対象

認定された計画の実施に必要な経費

例) 新商品開発のための機械導入・Wi-Fi整備・キャッシュレス機器の導入 など

(広報宣伝費・印刷製本費・役務費・賃料・備品購入費・外注費・その他必要と認められる経費)

人件費などの運転資金は補助の対象になりません。

補助額

対象経費の 3 / 4 限度額30万円 1 / 2 限度額15万円から拡充【最大30万円×50事業者を想定】

申請期間

告示日から令和3年3月31日まで（予算額に達し次第終了）

【お問い合わせ】

志摩市観光商工課

電話：0599-44-0005

FAX：0599-44-5262



6 . 「ささえあいSHIMAしょう！！キャンペーン」公式SNS情報発信事業

目的

新型コロナウイルス感染症の影響で、消費の低迷の影響を受けた事業者等を応援するために公式SNS「ささえあいSHIMAしょう！！キャンペーン」（Instagram、Facebook）を活用した情報発信を希望する事業者を募集し、順次情報発信します。

情報発信時には「#ささえあいしま」の使用を呼びかけ、本キャンペーンを拡散します。

内容

対象者

志摩市内に本社または本店を有する事業者等

募集方法

周知については、市ホームページ・公式SNS・CATV文字情報システムにより周知を行う。

また、志摩市商工会、志摩市観光協会へも会員へ周知の依頼を行う。

申込みについては、観光商工課へEメールより行い、次の項目情報と店舗や商品などの写真や画像データ3点以内を送付することとする。

- ▶ 店名（企業名など）
- ▶ 所在地
- ▶ 電話番号
- ▶ ホームページのURLやSNSのアカウント名
- ▶ PRコメント（50字程度）

実施期間

SNSアカウント取得出来次第、順次募集開始



【キャンペーンロゴ】

【お問い合わせ】

志摩市観光商工課

電話：0599-44-0005

FAX：0599-44-5262

7. 新型コロナの影響を受けた食材の共同購入

目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた食材（牡蠣、米、牛乳など）について、事業者支援とフードロスの削減を目的として、市職員向に共同購入を実施してきました。
消費が低迷している市内卸売・小売事業者を募集すると共に、共同購入に参加いただける事業者や団体のみなさまを募集していきます。現在まで実施した共同購入は、以下のとおりです。

鳥羽磯部漁業協同組合：的矢漁協かき

▶ 注文数：456件（むき身：265.5kg 殻つき：610個）

▶ 売上：1,169,100円

伊勢農業協同組合鳥羽志摩地区本部：志摩そだち（米）

▶ 注文数：30セット（10kg 2本セット）

▶ 売上：239,400円

大内山酪農農業協同組合：大内山牛乳

▶ 注文数：492セット（1L 2本セット）

▶ 売上：246,000円

丸仙製パン株式会社：ひじきパン

▶ 注文とりまとめ中（令和2年4月9日現在）

三重外湾漁協協同組合志摩支所：ブリ

▶ 注文数：91件

▶ 売上：179,800円

この取組を契機に、地域が生産者を支えるCSAやCSFの仕組みの構築を目指していきます。

CSA・CSFとは「Community Supported Agriculture」、
「Community Supported Fishery」の略で、生産者と消費者が連携し、前払いによる農産物や水産物の契約を通じて相互に支え合う仕組みです。

【申し込み・お問い合わせ】

志摩市観光商工課 TEL：0599-44-0005

時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝除く）

内容

【1. 食材の募集】

対象者

志摩市内に本社または本店を有する事業者

対象となる商品

消費期限、賞味期限などが近づいている食品等

販売場所

志摩市役所 本庁 4階 福利厚生室

募集方法及び販売手続き

周知については、市ホームページ・公式SNS・CATV文字情報システムにより周知を行う。また、志摩市商工会、志摩市観光協会の会員へ周知を行う。

商品販売については、原則事前に注文数量を確定し、指定した期日に市庁舎において販売するものとする。なお、当日の対面販売もできるものとする。

販売手続きについては、以下のとおりとする。

- ▶ 申込用紙を観光商工課へ提出（Eメール、FAX可）する。
- ▶ 商品の詳細、カタログと注文票を観光商工課に提出する。
- ▶ 観光商工課で注文数を取りまとめ、事業者へ数量等を伝える。
- ▶ 指定した期日に市庁舎に商品を搬入し、職員に販売を行う。販売会場の使用料等の費用負担は必要ありません。

【2. 共同購入の参加者募集】

対象者

企業、団体、個人事業者等 市内外を問わない

募集方法及び販売手続き

周知については、市ホームページ・公式SNS・CATV文字情報システムにより周知を行う。また、志摩市商工会、志摩市観光協会の会員へ周知を行う。

販売手続きについては、食材の販売事業者へ参加者の情報を提供し、販売事業者からの連絡により、調整等を行うものとする。

8 . 会計年度任用職員の緊急雇用（雇用創出事業）【新規】

補正予算（案）
4,158万7千円



目的

新型コロナウイルスの影響により解雇や雇い止めを余儀なくされた方や内定取消しとなった学生等を、新型コロナウイルス感染症対策業務に従事する職員として採用することで新たな雇用を創出します。

内容

採用予定者

会計年度任用職員（パートタイム・一般事務補助員） 20名程度

対象者

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で解雇や雇い止めを余儀なくされた方、内定を取り消された学生、事業活動の縮小により仕事を失われた事業主

業務内容

新型コロナウイルス感染症対策のために市が実施する各種経済対策事業、生活支援事業や、今後国が実施する予定となっている各種給付金事業の事務補助等の業務

雇用期間

令和2年5月1日以降に任用し、最長で令和3年3月31日まで
雇用期間は、各種事業により異なります

募集方法

- ・ 志摩市ホームページで周知
- ・ 公共職業安定所（ハローワーク）の求人情報に掲載

【お問い合わせ】

志摩市総務課

電話：0599-44-0201

FAX：0599-44-5252

9 . 市民へのマスク無償配布【新規】

補正予算(案)
3,333万5千円



目的

市民にマスクの無償配布を実施し、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を図ります。

内容

実施期間

5月中旬頃から順次配布を予定しております。

ただし、予備費対応分はすでに準備が進んでおり、令和2年4月24日(金)頃から順次配布予定

配布方法

すでに、予備費による市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校の園児・児童・生徒への配布準備が進んでおり、子どもたちへの配布が完了次第、大人の方への配布を予定しています。

マスクについて

サイズは小・中・大の3種類を考えており、国産の木綿を使って市内の縫製業者の協力を得て作製するもの。なお、使用している生地には、人体への安全性が非常に高い、植物由来の抗菌剤を用いた加工が施されており、抗菌・防臭効果は洗濯50回まで持続することが検査により実証されています。

【お問い合わせ】

志摩市健康推進課

電話：0599-44-1100

FAX：0599-44-1102



10 . 自粛要請にともなう学童・保育料の減免等【新規】

目的

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、市内の小中学校の臨時休校を受けて、子どもたちの安全の確保と感染拡大防止のため、保護者が子どもを自宅等で保育できる場合は、可能な限り保育所等への登園を自粛していただきますようお願いいたします。なお、自粛した場合の保育料については、減免措置を行います。また、放課後児童クラブについては、休会期間中を除き日割計算で利用負担金を計算します。

内容

保育所について

○登園自粛期間

令和2年4月13日（月）～令和2年5月6日（水）

今後も状況に応じて、登園自粛要請の期間を延長する可能性があります

○対象施設

市内の保育所

○登園自粛した場合の保育料の取扱いについて

志摩市在住の方については、登園自粛した日数に応じて日割り計算による減免措置を行います。

日割り計算後の金額が現時点では算出できないため、月額保育料を一度お支払いいただき、後日返金します

○4月入所（保育認定）にかかる育児休業復帰時期の延長について

通常、育児休業を終了し復帰予定日を超えて復職しなかった場合は、「在園資格の取り消し」となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、育児休業の復帰時期が延長された場合は、「在園資格の取り消しは行わない」とします。（就労証明等の提出を求める予定）

なお、保育料については登園自粛期間のみ減免の対象となります。

放課後児童クラブについて

放課後児童クラブの利用負担金について

- ・月の途中で入会や退会したときは、日割計算で利用負担金を計算します
- ・放課後児童クラブを休会したときは、休会期間中を除き日割計算で利用負担金を計算します

【お問い合わせ】

志摩市こども家庭課

電話：0599-44-0282

FAX：0599-44-5260

